

5 豊財号外
令和5年9月19日

部
各課長殿
か い

財務部長

令和6年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第5条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、景気の回復が続くことが期待される。しかしながら、世界的に金融引締めが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023」を閣議決定し、我が国が直面する「時代の転換点」ともいえる内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めるとし、構造的賃上げの実現や人への投資、新たな産業構造への転換などと言った「新しい資本主義」を加速すべく、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた方針を示した。

その中で、新しい資本主義を加速するため、①構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化・分厚い中間層の形成、②少子化対策・こども政策の抜本強化、③投資の拡大と経済社会改革の実行、④包摂社会の実現、⑤地域・中小企業の活性化という5つの取組を示すことで、政府は、コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していく中、潜在成長率

の引き上げと社会課題の解決に重点を置き、成果につながる賢い財政支出（ワイズスペンディング）の徹底により、質・効率の高い行財政改革を推進していくとしている。

これらを踏まえ、国の令和6年度予算に対する概算要求方針においては、経済・財政一体改革を着実に推進すべく、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。地方においても、その影響などについて留意し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

2 本市の財政状況

本市の財政状況を見ると、令和4年度決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.5%と高い水準となっている。人件費や扶助費などの義務的経費の増加が財政硬直化の要因となっていることから、引き続き財政運営の健全化に努めていく必要がある。今後については、大型の建設事業等が控えており、市債発行の増加が予定されていることから、本市の財政は、より一層厳しさを増していく状況にある。

また、令和6年度の財政見通しは、歳入面では、市税収入や景気連動の各種交付金は、エネルギー・食料価格の高騰に加え、円安による企業収益の悪化、それらによる地域経済への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況である。歳出面では、第6次豊川市総合計画実施計画等に位置付けられた事業の実施、少子高齢社会の進行等による社会保障関係費の増加に加え、公共施設の更新・適正配置・長寿命化に向けた事業費の確保が必要となり、当面は歳出規模の圧縮が難しい状況である。

そのため、一般財源の大幅な増収が見込めない一方、財政需要の増加が見込まれ、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続することが想定される。

その中、今年8月に更新した「豊川市中期財政計画」では、扶助費の増加、大型の建設事業等への対応などにより、令和6年度以降5年間の収支不足額を、年平均で18億6千万円と見込み、昨年度と比較

しても収支不足額が増加し、大変厳しい財政収支の見通しとなっている。

3 予算編成の基本方針

令和6年度の予算編成においては、的確に事業を取捨選択する「選択と集中」を、これまで以上に徹底し、第6次総合計画実施計画の着実な実施を図る事業を中心に重点配分することとする。また、予算要求時においては、国・県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助金の活用等により最大限の歳入確保に努めること。

なお、PPP/PFIや共助を含めた民間活力の最大活用などの経済・財政一体改革の主要分野に該当する取組についても配慮することとする。

また、10月に市長選挙を控えており、新たな市単独事業や政策的な事業については、新市長の考え方を踏まえる必要があるため、今後のマニフェスト工程計画策定にあわせて、改めて調整を行うこととする。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 全ての事業について、必要性や効果を検証し、スクラップ&ビルドを徹底すること。各部等の長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導するとともに、事業の「選択と集中」による見直しを進め、豊川市が真に必要とする事業を採択すること。また令和5年度において、サンセット方式により終期を迎えた事業については、原則廃止とすること。
- (2) 新規事業あるいは既存事業の拡充（ビルド）の財源は、原則として、既存事業の廃止・縮小など（スクラップ）により創出すること。現在の財政状況を考慮すると、計画等に位置付けられた事業であっても、内容変更や実施時期の先送りも視野に入れなければならないことから、緊急性、必要性、後年度におけるランニングコスト等の検討により、事業の取捨選択を徹底すること。

- (3) 既存事業について、今日の社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、有効性、効率性、公平性、代替可能性など多方面な視点から改めて見直しを行うものとし、事業費に見合った効果が生じないものは、積極的にスクラップしていくこと。また、前年度において執行率が低かった経費、減額補正を行った経費は、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。加えて、これまでの課題、定例監査や決算特別委員会の意見等を検証したうえで予算要求すること。
- (4) 第6次豊川市総合計画に設定されている「まちづくりの基本方針」に十分配慮し、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応を意識しながら、多くの人に住みたい、訪れたいと思ってもらえるまちづくりを推進するとともに、第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、住みやすさを実感でき、活気があるまちづくりを実現するための予算要求に努めること。
- また、「元気なとよかわ」の主体である市民（団体、ボランティア等）との協働を積極的に検討し、市民と行政がともに「元気なとよかわ」を創る予算要求に努めること。
- (5) 「第15回豊川市市民意識調査」の結果による市政への優先度の高い項目（満足度が低く重要度が高いもの）については、市民の声を真摯に受け止め、施策への反映を検討するとともに、地域のバランス等にも配慮した予算要求に努めること。
- (6) 歳入予算については、自らの財源は自らで獲得することを念頭に置き、歳入額の多少にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討すること。また、国・県の補助金はもとより、他団体からの助成金等、特定財源を最大限活用するよう努めるとともに、繰入予定のない基金の債券運用、クラウドファンディング、未利用地の売却、新たな広告媒体の掘り起しなど、前例にとらわれず、各部等の創意工夫により自主財源の一層の確保に努めること。
- (7) 国・県支出金を財源とする事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正を注視し、市単独事業から補助事業に振り替えるなど、一般財源の縮減を図ること。なお、補助金の廃止・削減などが

行われた際には、原則として、事業そのものも併せて廃止・縮小すること。

- (8) 徹底した省エネの推進など、脱炭素社会の実現を目指す取組（GX）のほか、豊川市情報化推進基本方針に基づき、行政手続きのオンライン化やAI、RPAなどのデジタル技術の活用に向けた取組（DX）の推進を図ること。
- (9) 6月2日の大雨を教訓に、激甚化・頻発化する大雨などの自然災害や、今後近い将来発生が予想される大規模な地震への対応及び災害後の復旧対応方法の検討など、豊川市地域強靱化計画等を踏まえつつ、災害に対し「強靱な地域」を作り上げるための事業に取り組むこと。
- (10) 公共施設等については、公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画及び公共施設中長期保全計画を踏まえ、財産管理課と十分に協議した上で、示されている手順などに従い、適切な予算要求に努めること。また、ハコモノに限らず、所有するすべての施設において、維持管理コストの削減や効率化のためのダウンサイジングを検討するとともに、施設整備、改修・更新には公民連携手法を積極的に活用すること。